

組合だより

第125号
6月17日
2009年

発行所 岡山大学職員組合
〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1
電話 086-252-1111 (代) (内線) 7168
直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyone.jp/home/ODUnion/> メールアドレス ODUnion@mb4.seikyone.jp

組合は、5月15日、期末勤勉手当の削減について、以下の要求書を大学当局に提出し団体交渉をもちました。人事院勧告に安易に追従した削減を行わないことを求めたものです。勧告は、6月勤勉手当について、0.2ヶ月の削減を求めています。その根拠は不十分な調査を基にしています。

公務員の給与を考慮に入れなければならないのは当然としても、私たちは独立の経営体であり、職員の奮闘によって、良好な成果を収めているのであって公務員一般と横並びに処置されるのは、あまりに一面的だと考えたからです。



交渉は、残念ながら不調に終わっていますが、今後とも粘り強く交渉を続けるつもりです。詳細は2ページに。

2009年5月15日
岡大職組申 27号

国立大学法人岡山大学学長 千葉 喬三 殿

岡山大学職員組合執行委員長 中富公一

期末勤勉手当の削減についての要求書

要求項目 2009年6月期の期末勤勉手当について、人事院勧告に安易に追従した削減を行わないこと

理由：去る5月1日人事院は今年度6月期の期末勤勉手当について0.2ヶ月の削減を特別勧告しました。勧告内容についても吟味が必要ですが、不十分な調査に基づく暫定的な措置であることは人事院も認めているところです。

言うまでもなく岡山大学は国立大学法人であり、運営費交付金が国民の税金から支出されており、職員の賃金の決定について公務員の俸給を考慮しなければならない側面があることは我々も理解する所です。しかし他方、岡山大学は独立した経営体でもあり、その経営は主体性をもったものでなくてはなりません。事実、中期目標や中期計画については岡山大学独自の発展の方向性をめざし自主的自律的に検討している所です。大学の発展がそれを支える人材に大きく依存していることを考えるならば、職場環境とりわけ職員の賃金に関して安易な横並びに安住することは望ましくありません。

先の大学評価において岡山大学は良好な評価を受けていますが、これらは教職員の努力があって初めて達成できたものです。その努力に報いるためにはさまざまな手段があるとは思われますが、勤勉手当はそのうちでも重要な方法と考えられます。大学の業績を職員の待遇に反映させるのに最も適当な勤勉手当を、安易に人事院勧告に従い、横並びに安住してしまうのは法人としての自主性を肝心な所で放棄するものであり、認めることは出来ません。

岡山大学が今回の人事院勧告に準拠した期末勤勉手当の削減を実施するならば、それは重要な労働条件の不利益変更に当たり、その必要性と合理性の根拠、代償措置などについて役員会の見解を質したいと考え団体交渉を申し入れるものです。

団体交渉報告

1面掲載の「期末勤勉手当の削減についての要求書」に基づく団体交渉が、5月22日午後4時から約1時間15分本部第2会議室においてもたれました。出席者は組合側から中富委員長、村上、笹倉、花谷、小河の各副委員長、榊原書記長、陪席の岡本書記、法人側は田中企画・総務担当理事、國島総務・企画部長、山本人事課長、飯田人事課主査と陪席の人事課職員3名でした。



法人側の回答は、人事院勧告に準拠して暫定的に0.2ヶ月分を凍結するというものでした。その根拠としては、給与については「国家公務員に原則準拠する」という岡山大学の基本方針、内閣官房長官談話、「公明党の申し入れ」に基づき「6月末に別途フォローアップ」という総務省の方針などが挙げられました。また、国立大学は態度を保留している1校を除き全部が公務員準拠であることから、岡山大学だけが内閣の方針に従わない場合には調査を受け、説明責任が生じるという点が強調されました。

以下、要求と回答を巡るやりとりを要約します。

組合：岡山大学の財政が経営上手当を削減しなければならない状況にあるのか、凍結分は国に返上することを求められるのか。

法人：今のところ凍結分について文科省からの指示はない。8月の人事院勧告後の政治的状況により、「渡し切り」だから返さなくていいという考え方がとおるかどうかわからない。文科省の扱いがはっきりするまでは凍結分は執行できないが、返上しなくてよい場合は直接的な人件費には難しいが、福利厚生などに充てることが考えられる。平成20年1月の学長裁定でも、「不利益変更となる内容の改訂を行う場合は、可能な限り代償措置等を盛り込むものとする」と述べている。

組合：報道によれば、6月のボーナスは製造業は大きく減っているが、サービス業はそれほどではない。仮に看護師の民間ボーナスがそれほど下がらなくとも、大学だけ下げれば人材が流失してしまう。このような場合、看護師については削減しないというのは説明責任として十分ではないか。教員の待遇についても私立大学と競争できるよう、自主性を発揮して欲しい。

法人：人事院が資料を示さない限り職種別に対応するのは難しい。査定評価では法人としての独自性を出している。

組合：大学内での人件費の配分は査定評価で行われているが、全国立大学横並びでは大学間の評価が反映されていない。評価の高かった大学で、頑張った職員へ報いる意味で勤勉手当を全体に底上げしても説明責任は果たせる。

法人：運営交付金が大学評価を反映して増えた場合にはその用途について検討することになるが、文科省はあまり大きな差をつけることは考えていないようだし、増えたとしても直接的に人件費に結びつくわけではない。

組合：給与規則第26条第2項は今回の凍結とは関係のない改正であり、撤回を要求する。給与規則本則に国家公務員準拠を明記すると、期末手当の削減の場合にも代表委員会の議題として取り上げることができなくなるし、労働契約法の労働審判の対象としても不利益変更と見なされない危惧がある。このような基本的な改正は今回の臨時的な措置と抱き合わせるのではなく、時間を掛けて検討すべきである。

法人：抱き合わせというのではなく従来からの方針であるが、ここではペンディングしておく。

組合：凍結には納得できないが、凍結した場合代償措置として、①人事院勧告に従って非常勤職員にボーナスを支給する、②パート職員の契約時間を30時間に戻す、③国家公務員平均に対して非常に低い事務職員の昇格・昇任を改善する、などを提案する。

法人：一時的な措置で生じる財源なので次年度以降も支出を要する代償措置はとれない。とりあえずは凍結なので代償措置で使うことはできない。人事院勧告が確定した段階で考えるが、福利厚生面での提案があれば参考にしたい。

組合：代償措置を伴わない凍結は了承できない。給与規則の本則改正については法人で検討しその結果を文書回答として願います。

法人：給与規則本則の改正については検討の上文書回答する。

その後、5月27日の役員会において、給与規則第26条第2項本文の改正は見送られました。この点については組合の道理ある要求に答えた法人の良識を率直に評価したいと思います。

今回の凍結措置については残念ながら中止させることができませんでしたが、8月の人事院勧告後に12月期の期末勤勉手当について団体交渉を行い、不利益変更の合理性必要性について追及し、安易な横並びの公務員準拠を打破していく必要があります。(文責：榊原)





くみあいで見つける あしたの いきがい 組合拡大キャンペーン中！3月～6月

今、岡山大学職員組合は組合新規加入のキャンペーンをしています。

各単組においては継続して組合員拡大の取り組みがなされてきていますが、連合体としてもキャンペーンを行い、組合員拡大に取り組んできています。標語「くみあいで見つける あしたのいきがい」と、組合独自デザインのクリアファイルの作成に加え、本年度あらたに、組合独自にデザインしたのぼりと、新しい組合紹介パンフレットの製作を行いました。また、2009年4月10日の鹿田キャンパスの看護部自治会、および4月14日津島キャンパスの新人事務職員研修会において、連合体三役による組合紹介を行いました。

本年度は、各単組ごとに目標を立て、組合員拡大に取り組んできた結果、2009年4月以降で合計9名の組合加入者がありました。

新規加入組合員には、5000円の図書カードがもらえます！！

新規加入していただいて第1回目の組合費の引き落とし手続きが完了すると、図書カードをお届けするというシステムです。

すでに組合に入られている方は、まだ組合に入られていないお知り合いの方に、ぜひ、お声をかけてください。その際、新しい組合紹介パンフレットやクリアファイルなどをお役立ててください。

岡山大学職員組合は特定の団体とは関係がありません。

岡山大学職員組合は、全国大学高専教職員組合（全大教）に加盟している以外、特定の団体とは関係がありません。よりよい職場をつくるため、組合員が力を合わせて運営している、独立・自立した組織です。



5・3「輝け 日本国憲法！集会」に参加して 村上賢治

2008年 第33回 日本国憲法施行62周年記念5・3 憲法記念日岡山県民のつどい「輝け日本国憲法！集会」に参加しました。会場は岡山市古京町の三木記念ホールでした。

ちんどん彩乃屋のオープニングで始まり、主催者代表の山口和秀先生のご挨拶がありました。次に、今回初めて、私たち岡大職組合唱団の歌声を披露しました。この日に向けて練習を積んできた「ビリーブ」と「逢えてよかったね」を、緊張しつつも精一杯歌いました。続いて、岡山合唱団の歌があり、舞台の袖でしたが、美しい歌声を聴きました。そして、最後は岡山合唱団と合同で、命と平和の大切さを高らかに歌い上げる「美（ちゅ）らうた」を、思いっきり歌いました。



「美らうた」歌詞（3番）

戦（いくさ）語り継ぐ人よ 平和創り合う人よ
 生きている喜びを 共に歌い合おう
 命（ぬち）どう一宝 命どう一宝 国を越え 時を越え
 命どう一宝 命どう一宝、歌声よ 響け
 命どう一宝 命どう一宝 歌声よ 鳥となって
 命どう一宝 命どう一宝 美ら海を 渡れ

合唱のあと、岡山詩人会議による、詩の朗読がありました。原爆の詩が2編と、特攻兵器「回天」についての詩で、何とも悲しかったです。次に、ちくわ笛の住宅（すみたく）さんと、民話の立石さんによる、和（なごみ）座ライブがありました。住宅さんのちくわ笛と、良く通る鋭い声に驚きました。



講演は、東京造形大学教授の前田朗（あきら）さんの「軍隊のない27カ国を訪ねて 憲法9条の意義を考える」という講演でした。軍隊を持たない国は、南太平洋やカリブ海、ヨーロッパの小さな国が多く、南太平洋の島国のいくつかは、日系人の大統領がおられるのが興味深かったです。合間にその国の陽気な音楽が流れ、耳に心地よく響きました。非武装永世中立のコスタリカ憲法など、軍隊を持たない国の憲法がいくつか紹介されました。日本は、憲法に軍隊を持たないと書いてあるのに、「軍隊」を持っている国なのですね。大国が軍隊を持たないのは大変難しいと感じましたが、まずは、個人レベルでの「心の武装解除」が大切だと思いました。

最後は、高教組の岩佐さんによる、「9条も大切だが25条も大切、もっと緊張感を持ってください！」といった内容の、力強い挨拶で締めくくられました。

「メンタルヘルス相談窓口」について

昨年の5月から10月に行った教員アンケートにおいて、メンタルヘルスに関する回答で、「特に不安はない」という回答が26.5パーセントであった一方、「うつ病になるのではないかと不安がある（もしくは「うつ」と診断されたことがある）」という回答が14.4パーセント、「過去に、睡眠導入剤、精神安定剤などを服用したことがある（もしくは現在も服用している）」という回答が12.1パーセントでした。また、組合員の方からも、学外でもメンタルヘルスに関してサポートしてくれるところがあったら教えてほしいという依頼が連合体に寄せられました。下記の情報を調べましたので、読者の方でよろしかったらご参考にして下さい。



* 文部科学省共済組合

<http://www.monkakuyosai.or.jp/>

メンタル相談フリーコール：ホームページの「生活支援サービス」からログインしてご覧下さい。

個人的なことや家庭での悩み、仕事や職場での悩みなど一人で悩まないでぜひご相談ください。

* 岡山県事業場のメンタルヘルス心の健康の専門家マップ

<http://www.okayama-sanpo.jp/sanpo/Top.html>

* 岡山県のメンタルヘルスケア関連施設

<http://www.yasuragi2006exam.com/okayama.html>

お問合せ先：岡山市保健所保健課精神保健係

Tel086-803-1267

こころの健康センター

Tel086-803-1273

心の電話相談専用電話番号

Tel086-272-8835

月曜日・水曜日・木曜日 9時00分~12時00分

13時00分~16時00分

『メンタルなことは、家族や親しい友人にはかえって話にくいこともあるかと思えます。そういう場合は一人で悩まずに、こういった機関を利用してください。何事も自分の中だけで解決しようとする、どんどん悪い方に考えて底なし沼にはまってしまうことがあります。相談することで気持ちが落ち着いたり、問題が解決することも多いのです。困ったときに誰かの力を借りることは悪いことではありません



ん。各施設へのお問い合わせなどは、直接その施設にお問い合わせください。』



5月1日、岡山県中央メーデーが岡山市の旭川河川敷で開かれました。参加者は35団体の約600人でした。参加雇用安定、国民生活優先の経済政策を国に求める宣言を採択し、市内をデモ行進しました。わが岡大職組からも、新しいのぼりを持ち参加しました。



無料法律相談『ユニオン』をご利用ください

セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。内定取り消しの相談にも応じています。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。

法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先:竹内真理 法学部准教授 内線7472

:中富公一 法学部教授 内線7510

2009年度

岡山大学職員組合定期大会のお知らせ

日時：6月30日（火）18時～

場所：文学部会議室



～美しい驚き～ 泉谷淑夫展のお知らせ

6月10日～22日、岡山市富町1-8-6、(254-5559)アートガーデンギャラリーにて、個展が開かれています。組合クリアファイルのデザインに選んでいただいた「空の詩Ⅲ2008」の4作の中の1点をはじめ、新作の数々。どうぞ、ご堪能ください。